

魚沼漁業協同組合 内共第 2 7 号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

変 更 (案)			現 行		
(遊漁料の額及び納付方法)			(遊漁料の額及び納付方法)		
第 8 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは 7 0 0 円を加算した額とする。			第 8 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは 525 円を加算した額とする。		
魚 種	漁具、漁法	遊漁料 (税込)	魚 種	漁具、漁法	遊漁料 (税込)
こ い	竿 釣	1 日 1,3 0 0 円 (組合事務所又は取扱所) 1 日 2,0 0 0 円 (遊漁現場) 1 年 6,0 0 0 円 (組合事務所又は取扱所)	こ い	竿 釣	1 日 1,050 円 (組合事務所又は取扱所) 1 日 1,575 円 (遊漁現場) 1 年 4,800 円 (組合事務所又は取扱所)
ふ な					
う ぐ い					
わ か さ ぎ					
い わ な					
や ま め			や ま め		
2 (略)			2 (略)		
付 則 この規則は令和 9 年 1 月 1 日から施行する。					